

北子2第949号

令和2年5月13日

保護者様

北谷町長 野国 昌春
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための認可保育施設登園自粛要請期間終了後の自主的な保育所欠席の取扱いについて（通知）

平素より、本町保育行政及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

本町における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための認可保育施設登園自粛要請期間については、すでに通知のとおり令和2年4月14日（火）から令和2年5月14日（木）までとなります。

なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、引き続き自主的に保育所を欠席される場合、下記の取扱いとなります。

記

- 1 登園自粛要請期間 **※変更ありません。**
令和2年4月14日（火）～令和2年5月14日（木）
- 2 登園自粛要請期間終了後（令和2年5月15日（金）以降）の欠席について **最長、令和2年5月31日（日）までの欠席は、退所の取扱いと致しません。**
令和2年6月1日以降、欠席される方については原則通り、1か月以上の欠席をもって退所の取扱いとなります。
- 3 保育料の取扱いについて
(1)登園自粛要請（令和2年4月14（火）～令和2年5月14日（木））期間
→欠席日数に応じて、日割で保育料を減免いたします。
(2) 登園自粛要請期間終了後（令和2年5月15日（金）以降）
→通常どおり、自主的にお休みされた場合、保育料は発生しますのでご注意ください。
- 4 欠席届の提出について
令和2年5月31日（日）までの欠席は欠席届の提出は不要です。
令和2年6月1日（月）以降、2週間以上欠席される方は欠席届をメールまたは子ども家庭課窓口にてご提出ください。
令和2年6月1日（月）以降、原則1か月以上欠席される方は退所の取扱いとなりますのでご注意ください。

担当 子ども家庭課 保育所担当（098）936-1234（内線 2323、2324）